

新型当座勘定規定

1 【当座勘定への受入れ】

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。
- (5) 前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。

2 【証券類の受入れ】

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3 【本人振込み】

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 【第三者振込み】

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3と同様に取扱います。

5 【受入証券類の不渡り】

- (1) 前記2から4までの定めによって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前記4の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4(1)の場合には、本人を通じて返却することもできるものとし、ます。
- (2) 前記(1)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6 【手形、小切手の金額の取扱い】

手形、小切手を受入れる場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7 【当座勘定からの払戻し】

- (1) 当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押捺して提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

8 【支払の範囲】

- (1) 口座間送金決済のため引き落とすべき電子記録債権等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 電子記録債権等の金額の一部支払はしません。

9 【支払の選択】

同日に数件の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

10 【過振り】

- (1) 前記8(1)にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前記(1)の不足金に対する損害金の割合は、年14.00%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1)により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、前記(1)の不足金に充当します。
- (4) 前記(1)による不足金、および前記(2)による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

- (5) 前記(1)による不足金がある場合には、本人からこの当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

11【手数料等の引落とし】

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。
- (3) 当行所定の時限以降に当座勘定に受入れした資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における前記(2)の支払いには充当しません。

12【印鑑等の届出】

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前記(1)と同様に届出てください。

13【届出事項の変更】

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 預金者が前記(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

14【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てく

ださい。

- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

15【印鑑照合等】

払戻請求書または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

16【利息】

当座預金には利息をつけません。

17【残高の報告】

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

18【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

19【解約】

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、後記①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記①から③までの事由に一つでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記(1)のほか、後記①から③までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前記AからDに準ずる行為

- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は、この当座勘定取引を停止し、または預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に、当座勘定が解約されたものとします。
- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 19 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ② 後記 19 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

19 の 2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

20【電子債権記録機関規則による取扱い】

- (1) この取引については、この規定の各条項のほか、関係のある電子債権記録機関の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある電子債権記録機関で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

21【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22【規定の変更等】

- (1) この新型当座勘定規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026年10月1日現在)